

---

出席議員(20名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	平間信一	君
危機管理監	吾妻良信	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収納対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君
産業活性化専門監	加藤善憲	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	薊千代	君
生涯学習課長	笠松洋二	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎	守
主 幹	相原	光男

議 事 日 程 (第6号)

平成20年3月14日(金曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 8号 課設置条例に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第11号 柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第12号 柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第13号 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第14号 町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第15号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 第 1 0 議案第 1 6 号 柴田町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 1 1 議案第 1 7 号 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 1 2 議案第 1 8 号 柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 1 3 議案第 1 9 号 柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 1 4 議案第 2 0 号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
  - 第 1 5 議案第 2 1 号 柴田町介護保険条例等の一部を改正する条例
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

議長（伊藤一男君） おはようございます。

開会前に、昨日選任同意いたしました固定資産評価審査委員齋藤さんから、あいさつの申し出がありますので、これを許したいと思います。齋藤さん、どうぞ。

固定資産評価審査委員（齋藤和弘君） このたび柴田町固定資産評価審査委員ということで、ご選任いただきましてありがとうございます。齋藤和弘といいます。つきましては、委員の職務に対して誠意を持って行いたいと思っておりますので、皆様のご指導・ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（伊藤一男君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において1番広沢 真君、2番有賀光子さんを指名いたします。

---

#### 日程第2 議案第8号 課設置に関する条例の一部を改正する条例

議長（伊藤一男君） 日程第2、議案第8号課設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号課設置に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

現在の町の事務分掌ですが、人事については総務課、組織については企画財政課で事務を担当しております。今後、職員が減少していく中で、人事と組織は、一体的に事務を行った方が

効果的・効率的であることから、組織についての事務分掌を企画財政課から総務課に変更するものでございます。

また、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が創設されることになり、町民環境課の事務分掌として加えるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、議案書23ページをお開きください。

議案第8号課設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するというものでございます。

改正後が上段になります。改正前が下の欄ということで、ごらんいただければというふうに思います。

第3条は、各課の事務分掌を定めている条項でございます。

第1項総務課の事務分掌に第4号職員及び組織に関する事とということで、これまで職員に関する事に加えて、及び組織に関する事とということで、組織に関する事を加えるものでございます。

第2項企画財政課につきましては、第4号に「組織及び事務管理に関する事」ということがあったわけですが、総務課に組織の方がいくということで、第4号を削除しまして、第4号以下繰り上げるものでございます。

24ページになります。

第5項町民課につきましては、第5号としまして、「後期高齢者医療に関する事」を加えるものでございます。

第6号以下繰り下げるとということでございます。以上でございます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号、課設置に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第11号 柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第12号 柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議長（伊藤一男君） 日程第3、議案第9号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第10号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第11号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第12号柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の4力件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第9号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から、議案第12号柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例までについての提案理由を申し上げます。

「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、新たに「小学校就学の始期に達するまでの子」を持つ職員を対象に、育児等のための短時間勤務及びそれに伴う業務を処理するための短時間勤務職員の採用、非常勤職員の採用等の措置もあわせて制定されました。そのため、これに関連する条例の一部を改正するものでございます。

また、議案第12号の柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例に関しましては、雇用保険法等の改正に伴う退職手当の支給に関する規定を含め、改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（村上正広君） それでは、補足説明をさせていただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、地方公務員の育児休業に関する法律の改正に伴いまして、職員の育児休業、それから勤務時間、休暇等、それから給与に関する条例の一部改正を行うものでございます。

初めに、この3案件からご説明をさせていただきたいと思います。

おのおのの議案につきましては、関連条項の改正や追加、それから文言の整理など、多種多様にわたりますことから、議案の説明に当たりましては、要点をまとめましてわかりやすくご説明させていただきたいと考えてございますが、提出議案は、改正点のみの記述となっておりますので、上位法とか関連条文とかの参照をしないとなかなか難しいと考えまして、改正点の要旨を、まず最初に説明させていただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

まず、産前特別休暇でございますが、これは現行制度ご案内のとおり8週間、これは、改正はございません。それから、産後特別休暇、これにつきましても8週間ということで、改正はございません。同じく8週間ということでございます。それから、育児時間特別休暇、これにつきましては、従来現行は、1歳になる日まで1時間以内とれますよということでございます。これにつきましても改正後は、同じく1歳になる日まで1時間以内で育児時間特別休暇はとれます。これも改正はございません。以上この3件につきましては、有給ということで給与は全額支給というような形になります。

それから、育児休業ということでございます。育児休業につきましては、現行3歳になるまで育児休業はとれます。これも改正後も同じように3歳になるまでは育児休業はとれます。これは無給というような形になります。ただし、1歳になるまで育児休業手当金というのが共済の方から、全額ではございませんが、出ているということでございます。

それから、育児部分休業というのがございます。育児部分休業は、3歳になる日まで2時間以内でとれますよということで、現行制度がなっております。これが改正されます。先ほど町長が説明いたしましたように、小学校就学まで2時間以内でとれますよということに、今回の改正がなります。これは無給でございます。2時間分は無給というような形になりますが、そういう形で小学校までとれます。

これが改正点の部分、それから育児短時間勤務、これが大きな改正点になろうかと思っておりますけれども、育児短時間勤務ということ、現行ではございませんでした。これが小学校就学まで、週でいきますと週20時間、24時間、25時間勤務から選択できます。これは給与が出ません

ので、給与が出ないということは、20時間働けば20時間の給与、24時間働けば24時間の給料は出ますけれども、給与が減額されると、時間に応じて給与が減額されるということでございますので、これは本人の選択の中で20時間、24時間、25時間で選択してくださいというのが可能になるということです。これが大きな改正点でございます。

それから、短時間勤務ということがございまして、実際に20時間勤務された場合は、週40時間勤務でございますので、職員に20時間勤務ということで、20時間足りないわけですから、執務を執行する場合。そういった場合に、上記補充のための短時間勤務職員の採用が可能ということでございます。

それであれば、今までの非常勤というか、アルバイトとか雇えばいいんじゃないかというようなお話があるかと思えますけれども、これにつきましては、技術職、大体保健師さん、保育士さん、看護師さん、それから学校の教諭等々の専門職の技術職というような観点でとらえていただければ、一般行政職につきましては、従来どおり、6カ月、それから1年という短期間の非常勤という方で対応していこうと考えてございますが、何せ特別職につきましては、そういうわけにはいきませんので、そういった形で上記補充のために短時間勤務職員の採用を可能にしようという法律の改正でございます。

その短時間勤務職員の採用でございますが、これにつきましては、賞与とかも出るようになります。きちっとした賞与も出ますし、時間外勤務手当も出ますし、きちっとした職員と同じような対応がされるということでございます。何せ長期にわたる小学校就学までこういった20時間、24時間、25時間というような勤務をとりたいという計画書を町長に出しますので、4年から5年ぐらいになるんですが、その期間、やっぱり事務を執行するためには、そういった形の技術職については、対応をしてきちっと保障をして勤務をしていただくと。

予算的には増減はないというふうに考えております。当然40時間の勤務を20時間、24時間で2人の方が対応するということになりますので、予算的には問題なからうというふうに考えてございます。

それから、育児休業、部分休業、育児短時間勤務における期間の復職した場合の算定でございますが、従来ですと2分の1、100分の50というような形での基礎を計算として、給与なり賞与等を計算していたわけですが、今回から100分の100以内ということでございますけれども、100分の100に入れるということで、かなり職員には今まで以上に子育て等々に対応はできるというふうに考えてございます。こういった内容が基本的な改正点というふうになります。

今から条文を簡単に説明させていただきますが、これを踏まえてお願いしたいというふうに

思います。

それでは、議案第9号職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正後の条文でご説明させていただきたいと思います。

第1条、趣旨でございます。

これにつきましては、先ほどお話ししましたけれども、地方自治法の育児休業に関する法律の一部改正がありまして、法律の関係条項に基づきまして、職員の育児休業に関し必要な事項を定めるものでございます。

2条は、文言の整理というふうをお願いしたいと思います。

次のページになります。

3条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情でございます。

3条の第3号でございますが、疾病などにより、病休扱いされて、育児休業が取り消された後、その後に復帰したということの場合については、再度育児休業が受けられますよというような内容でございます。

第4号でございますが、任命権者に育児計画書を提出していただきます。承認された場合に限りますが、両親が交代で育児休業をとることを認めるという部分でございます。

27ページになりますが、第8条、育児休業をした職員の職務でございますが、復帰後における号俸の調整でございます。

先ほどお話ししたような内容での号俸の調整ができますよということでございます。職員が復帰した場合は100分の100認めることができる規定でございます。従来は先ほどご説明した100分の50ということで、積算根拠がそちらになっておりましたが、100分の100というような積算根拠の中で見ていくということでございます。

第2項でございます。

他の職員が特別昇給などで均衡がとれない場合は、調整することができるということでございます。

次ページになります。

第9条でございます。

育児短時間勤務をすることができない職員ということになります。

第1号でございますが、非常勤職員はできませんよということでございます。それから臨時的任用をされる職員、非常勤職員は4時間勤務とか5時間勤務でございます。それから臨時的任用をされる職員につきましては、フルタイムということで8時間勤務の職員でございます

が、それはできませんよということでございます。

第3号でございます。

先ほどご説明いたしました、育児短時間勤務の代替えですね、かわりに勤務される方でございますが、この方につきましてもできませんよということでございます。

第4号、退職後の職員もできません。

それから第5号、配偶者が育児休業をとっている場合は、同時にはとれないよということでございます。

第6号でございます。前号までは育児休業で、ここでは短時間勤務を言っておりますが、同じこととなりますが、両親が同時に短時間勤務体制はとれませんよということでございます。ですから、男でも女でもこの育児という形の中で両方同等に扱いますので、男でも短時間勤務はとれますということをご理解願いたいと思います。

第10条でございます。

育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情でございますが、育児休業法で育児休業が終了した場合は、1年を経過しないと育児休業はとれないというふうに定めがございます。その特例をここで設けております。

第1号でございますが、第2子が生まれた場合や、第2子が死亡とか、養子に出したといった場合については、第1子の短時間勤務は再度戻って、第1子の短時間勤務がとれますよということをここでうたっております。

それから第2号でございますが、退職、停職が終了した場合、それから病気等で取り消され、その後復帰した場合、それから内容等が承認され、最初に町長に育児短時間勤務はいつまで、どういった形でとりますよと計画書を出しますので、それが承認された場合、短時間勤務ができるということになります。

第5号でございますが、ここでは育児短時間勤務について規定しているものでありまして、前条第3条の育児休業の取扱いと同じ内容となっております。

第6号、育児短時間勤務をとっている者の配偶者に不測の事態が発生したときは、育児短時間勤務が再度とれますよということでございます。

第11条になります。

これは勤務体系でございますが、通常の勤務は上位法で規定してございます。変則勤務を行っている場合の対応をうたっているものでございます。

第1号は、保育所とか施設に勤務されている方については、月曜日休みとか、ご案内のとおり変則勤務がございます。それらの職員等を指しているものでございます。

次ページであります、次ページのイになります。

これは1カ月単位での勤務時間を割り振る週20時間、24時間、25時間を1カ月単位での勤務の割り振りを行う者、それから口については、1週間単位で割り振りをして20時間、24時間、25時間という形での定めをここでしているものでございます。

第12条でございます。

育児短時間勤務の承認、または期間の延長の請求手続ということになりますが、これにつきましては、1カ月前まで請求してくださいよということを条例で制定します。

それから第13条、承認の取消事由でございます。

第1号は、職員以外の親が養育することができることになった場合については取り消しますよと。

第2号は、第1子で承認されて、第2子が生まれた場合は、当然でございますが、第1子の育児短時間勤務は取り消しますよと。ですから、第2子でとってくださいよということになります。当然第2子がおくれて学校につきますので、その方が有利ということでございます。

それから第3号は、内容の変更に伴う場合でございます。

31ページになりますが、第14条、短時間勤務が取り消されても、次の場合は短時間勤務をさせることができるということでございます。

過員が生じることということで、いわゆる職員の定数があつて、定数の過員が生じる場合については、育児短時間勤務を継続してとっていただかなければならないというような状況になりますが、これはほとんどないというふうに思います。

第2号は、育児短時間勤務の、いわゆる交換制等の勤務職員を引き続き任用することできるということでございますが、短時間勤務する職員が提出する短時間勤務計画書というのがございます。それを町長が承認します。承認して何年間とりますよとって承認しました。ところが、それに基づいて代替えとして別な方を雇用するわけでございますが、短時間勤務を申請した人が、早目に復帰した場合のことをここでうたっております。早目に復帰した場合につきましては、そのまま勤務させざるを得なくなりますので、そういった文言をうたっております。

第15条は、職員への通知でございます。

第16条は、短時間勤務の、先ほどお話ししました交換制等勤務職員の任期の更新でございます。

第17条は、部分休業でございます。

先ほどご説明しましたが、1日に2時間とることができますよというお話をしましたが、これを行うことができない職員ということでございます。非常勤職員と育児短時間勤務職員の交替等の勤務職員、それから短時間勤務職員は部分休業を行うことができないよということでございます。

次ページになります。

第18条は、部分休業の承認ということで、30分単位で部分休業は承認しますよと。

第2項は、1歳までは部分休業は1時間しか認められませんよということで、これは育児短時間休業の絡みがございまして、1時間ということでございますが、これは本人の不利益にはならないということでございます。

附則であります、この条例は、平成20年4月1日から施行すると。

第1項は、号俸の調整に関する経過措置でございます。法制定が平成19年8月1日となっておりますので、平成19年8月1日を基準日として、それ以前、それ以後の号俸の調整をしますよということでございます。

第2項でございますが、号俸の調整につきましては、平成19年8月1日以前は100分の50、いわゆる2分の1、それから法律施行になった後については、先ほど説明した100分の100の調整をするということでございます。

続きまして、議案第10号に入ります。

議案第10号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

35ページになりますが、第2条、1週間の勤務時間の規定でございます。

職員は、地方公務員法で週40時間勤務を規定されております。（「もうちょっとゆっくり」の声あり）それでは、もう少しゆっくり話させていただきたいと思います。

35ページの第2条でございますが、1週間の勤務時間の規定でございます。職員は、地方公務員法で週40時間の勤務を規定されております。しかし、第2項では、育児短時間勤務職員は、当然20時間、24時間、25時間というのがありますので、任命権者がその時間を定めていいですよと、定めることとしますよというのが第2条でございます。

第3項でございますが、代替え非常勤職員も同様に、短時間勤務を任命権者が定めることとしているということの内容でございます。

第3条でございます。

次の36ページの第3条になります。

週休日及び勤務時間の割振りでございます。

第1項につきましては、土曜日以外も週休日を設けることができますよということでございます。これにつきましては、20時間、24時間、25時間というような時間の指定はしていますが、例えば8時間、1日休みたいということも可能でございます。8時間ということで、ですから、土曜日以外も週休日を設けなければならなくなりますので、土曜日以外も週休日を設けることができるという内容でございます。

第2項は、1日8時間勤務ですが、8時間以内で勤務時間を割り振ることができるものでございます。

第4条になります。

第4条、略されていますが、変則勤務でございます。

第2項でございますが、変則勤務、いわゆる保育所とか施設の職員、月曜日休みとかとなっておりますので、その職員について第3条と同様に、4週8休以上週休日を設けることができますよということをおうたっております。

37ページの第8条になります。

第8条、正規の勤務時間以外の時間における勤務でございますが、当然でございますが、公務に支障が生じる場合は勤務を命ずることができますよということです。

第1項は、通常の勤務における勤務命令を指してございます。

第2項は、災害等、緊急の場合における勤務命令をここでうたっております。勤務してくださいということを第2項でうたっております。

次のページになります。

第8条の2でございますが、これにつきましては、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務をおうたっております。

第1項は、育児のための早出遅出勤務、第2項は、介護のための早出遅出勤務でございます。勤務はあくまで8時間勤務となります。

39ページになります。

第12条、年次有給休暇でございます。

年次有給休暇につきましては、当然でございますが、勤務時間により20日以内の年次休暇となります。いわゆる20時間を勤務する、24時間を勤務する、25時間を勤務するということの選択肢がありますので、20時間であれば、極端な話、20日今までもらっていたやつが10日という形の年次休暇の規定となっております。それにつきましては、平成20年4月1日から施行す

るということでございます。

次に、議案第11号になります。

柴田町職員の給与でございます。

今度は給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

41ページは、文言の整理等でございます。

42ページをお願いします。

第5条でございます。

初任給、それから昇格、昇給等の基準でございます。

第11項でございますが、育児短時間勤務を行う職員の代替え臨時的な職員、いわゆる短時間勤務職員でございます。補充する職員のことでございますが、これにつきましては、月額給というふうに定めるものでございます。従来は時間給ということで、非常勤を採用しておりますが、これにかかわる部分につきましては、月額給を定めるものでございます。額につきましては、別表のとおりとなりますので、後ほどまた再度説明させていただきたいと思っております。

第5条の2でございます。

育児短時間勤務職員につきましても、勤務時間数に応じた、当然本人も勤務時間に応じた月額給料を定めるという規定でございます。

それから、第5条の3でございます。

育児短時間勤務を行う職員の代替え的な臨時職員、いわゆる短時間勤務職員でございますが、これも勤務時間に応じた月額給料を支払いますよということでございます。

43ページから45ページにつきましては、文言の整理等でございますので、省略させていただきたいと思っております。

46ページ、第13条、時間外勤務手当でございます。

第1項でございます。

育児短時間勤務職員、それからそれを補充する短時間勤務職員は、通常の勤務時間、8時間までは時間当たり100分の100で計算しますよ。従来、職員の時間外勤務は、100分の125という形からあるわけですが、その4時間を通常勤務しました。それから8時間に至るまでは100分の100ということで、通常の給料の計算でやりますよと。それ以外は、職員と同じように100分の125の通常職員と同じような計算で支給しますよという規定でございます。

第3項でございます。

変則勤務でございます。フレックス等の変則勤務もでございますが、変則勤務の場合でござい

ます。当然週40時間が原則となっているために、40時間に達するまでは時間外勤務手当は、先ほどご説明しましたが支給はされません。

それから、第14条から第17条の2までは文言の整理となっております。

48ページになります。

第18条でございます。

期末手当、当然期末勤勉手当等もかかわってきますので、ここでは期末手当でございます。第3項から第5項までは、育児短時間勤務職員と短時間勤務職員の期末手当の基礎額を勤務した時間に応じた額、当然でございますが、で支給しますよということです。

第19条、勤勉手当であります。第18条と同じく、勤勉手当につきましても、基礎額の積算は勤務した時間に応じた額というふうになりますよということです。

第20条でございます。

通勤手当でございます。

これは通勤手当の部分につきましては、文言の整理と、当然ではありますが、通勤回数に応じて支給しますよということです。

それから、第20条の2でございます。

51ページになります。

第20条の2、特定の職員についての適用除外ということでございます。

短時間勤務職員のことを指しておりますが、扶養手当とか、住居手当は支給されないということでございます。

以降は文言の整理と現状に合わせた条文の改正でございます。

54ページをお願いしたいと思います。

先ほどお話ししておりますが、別表であります。第4条関係でございます。

短時間勤務職員の給料表を追加してございます。そして、一般行政職、一般職員を短時間勤務以外の職員として分けておりまして、こういった表で支給していくということでございます。

附則につきましては、平成20年4月1日から施行するというものでございます。

議案第12号柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、雇用保険法、今の話とはまた異なりますが、雇用保険法の改正に伴う退職手当の支給に関する規定を定めるものでございます。

第4条でございます。

第4条につきましては、退職手当、第4項は、企業職員は雇用保険とは別の手当、いわゆる共済組合、柴田町の職員のあれで、共済組合の方で手当が支給されてございますので、雇用保険の被保険者にはなってございません。今回の改正とは若干関係はないということがありますけれども、今回の雇用保険法の改正により改正するものでございまして、12カ月以上勤務しまして、事業主の都合により解雇され退職した場合には、退職手当を支給することというように法でなっております。

基本手当ということは、従来の失業手当ですが、失業手当が支給されます。ハローワークとかからいって失業手当が支給されますが、その失業手当と退職手当の開きがあった場合には、これはほとんどございませんが、あった場合は、退職手当をそれに見合った分支給することになり法律改正になってございますので、その改正をするものでございます。

それから第15条、次のページでございます。

第15条につきましては、給与の減額でございます。

学校就学の始期に達するまでの子を育児のため部分休業を規定して、その勤務に応じた給与の額を減額する規定でございます。

第16条の3につきましては、きのう説明しました自己啓発等の休業の承認を受けた職員の給与であります。地方公務員法の関連条例により、自己啓発等の休業を受けた期間、職員の給与を支給しないものというふうになってございます。

この条例は、平成20年4月1日から施行するということでございます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては、議案名を示し行ってください。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 済みません、28ページの9条の6号、ちょっとこれわけわからないうちに次にいっちゃったので、説明してください。

それから、31ページの14条の2項、これももう一度説明ください。

それから、議案第12号、57ページの第14号の4項の失業手当の金額がというところが、ちょっと何か理解できないようなところがあるので、もう一度これ説明してください。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 失礼いたしました。

第9条の育児短時間勤務をすることができない職員という中の第6号になります。前号まで

は育児休業で、ここでは育児短時間休業を言っておりますが、同じこととなりますが、両親が同時に育児短時間休業はとれませんよというような文言の中での規定というふうになってございます。

それから、（「意味がわからない」の声あり）31ページの第（「ちょっと済みません、あんただけわかったってわからないんだよ。これもう一度説明してください」の声あり）

育児休業、それから育児短時間休業というのがございます。それで、育児休業も育児短時間休業も、例えば夫婦で働いていた場合、そういうことです。一緒にはとれませんよと、そういうような話でございます。

それから、31ページになりますか、第14条の育児休業の関係の、条例で定めるやむを得ない理由ということでございます。その第2号でございます。

育児短時間勤務を20時間、24時間、25時間と職員がとります。それに対して補充する、要するに短時間勤務の職員につきましても、引き続き任用することができるということでございます。

いわゆる育児短時間休業を職員が町長に就学前まで、子どもが生まれました、産前産後終わりました。今度育児休業の計画書を町長に出して、小学校に入るまで20時間、24時間、25時間から選択して、こういうふうな勤務体系で勤務したいという話をします。

すると、町長はそれを承認した場合に、例えば週40時間ですので、20時間勤務をされると20時間職員不足というか、しますよね。それについてこの非常勤職員を採用するわけですが、例えば最初に計画書を出した人が、職員が、「いや、小学校につくまでじゃなくて、もういいわ」ということで戻った場合、それについては、代替えとして採用した職員を首切るわけにいかないの、それは引き続き任用することができますよということで、採用された職員を保護する意味で、この規定をしているということでございます。

要するに、最初に職員から計画書が出され、その計画書に基づいて代替えを採用するわけですね。その採用するときに、この計画書に基づいて採用するわけです。要するに5年間とか4年間になると思うんですが、それも代替え職員にそれを話して、この期間勤めてもらえますかと、いいですよという話で勤めるわけです。それを職員が戻ってきたからといって、では、あんたもう終わりですよというわけにはいきませんので、それを継続して採用することができますよということをうたっているということでよろしいでしょうか。（「違うんじゃないの、逆でないの」の声あり）第2項はそういうような形と、あと同じように、（「これ、違うんじゃないの、おかしいと思うよ」の声あり）

議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

11時から再開します。

午前10時44分 休憩

---

午前10時59分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第9号から第12号までを議題といたします。

答弁を求めます。総務課長。

総務課長（村上正広君） 大変失礼いたしました。第14条の関係でございます。

ここに育児休業法第17条がございまして、育児休業法の第17条には、この第1号、第2号が延長することができないというふうな形で、このとおり載っております。それをここに載せて否定の否定というような形の考え方でこれを載せて、この1号、2号についてはできますよというふうな形で、否定の否定というような形でこの条文の羅列というようなことでご理解願いたいと思います。

それから、柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する57ページでございますが、実は法律では、解雇といいますか、事業主の都合により退職というような、解雇した場合につきましては、退職金を支払いなさいよというふうになってございます。それで、その方が退職されて、ハローワーク等に行って、失業保険というか、失業手当をもらうわけですが、その金額と、その退職金を比較した場合に、退職金が少ないというような場合については、それに見合った、例えばちょっと私言い方あれですけども、普通はハローワークに行って、解雇ですと、3カ月過ぎたならば雇用保険をもらうわけです。失業保険をもらえるわけです。自分の都合だと6カ月ですけども、3カ月後にハローワークに行って失業保険をもらいます。

ところが、その失業保険を年間計算の中で失業保険をもらわないで、退職金を1年間出せということで退職金をもらいました。ところが、その退職金の金額とハローワークからもらう金額の差が出た場合については、退職された方を守るために、同等の金額として退職金を出しなさいよというような法律がそういうふうになったということで、不利益にならないようにしてくださいということで、この条文が新たにつけ加えられたということでございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） ただいまの57ページの件についてもう一度お伺いします。

まず1点目は、解雇された場合は6カ月、自己申告の場合は3カ月ではなかったのか。例え

ば役場に勤めた場合、1年勤めた場合、何カ月失業保険をいただけるのかどうか、もらえるのかどうか。これまず先に1点聞いておきます。

それから、自己申告と解雇の場合は、これももらえる月数が違うと思うんです。これもちょっと聞いておきます。

それから、勤めた場合、やめるとき、退職金を請求することができるのかどうか。そして、例えば失業保険は要らないから退職金もらいますと、これができるのかどうか、ちょっとこれらについてお伺いします。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 現実的には、この法律につきましては、労働基準法的な考え方で、役場職員には該当しません。役場職員は、失業手当といいますが、それはもらえません。ですから、議員おっしゃるように、民間の会社に勤めた場合、ですから、ここでは勤務職員となっていますが、企業職職員、水道事業所の企業職職員ですけれども、企業職職員は、先ほど説明しましたように、企業職職員は、こっちの労働基準法の該当外になりまして、役場職員と同等、共済組合というような形になってますので、この条例の対象にはならないわけですけれども、法律上そういうふうな形になってますので、本来は企業職員等につきましては、組合との代表者の折衝の中で、給与とか何かを決めるわけです。

ところが、地方自治体の水道とかについては、私どものような職員が行きますので、それはその共済組合の、それから条例の、柴田町一般行政職の条例に基づいてやりましょうというような形になってございますので、柴田町役場の企業職員、水道事業所の職員については、この条項は現時点では当てはまらないということになるかと思えます。

ただ、法律が改正されているものですから、これは改正しておかなければならないということで、今回改正の中で提案させていただいているということでございます。

先ほどの失業保険云々でございますが、私の記憶違いだったら失礼いたしました。解雇された場合につきましては、3カ月たってから失業保険をもらえる。ただ、解雇されないで自主でやめた場合については、これは民間企業でございますが、自主でやめた場合については6カ月間はもらえませんが、6カ月以降というような形に失業手当がもらえるというような形、私友達でそういう人がいたので、ちょっと記憶あったものですから、記憶の中でしゃべらせていただきました。

あと、何カ月もらえるかというのは、ちょっと今、調べておりますけれども、それについては後ほどご答弁させていただきたいと思えます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 今の説明では、57ページの上の方の基本手当ということは、失業手当だと、こういうふうに今、聞いたわけですがけれども、失業手当というのは、要はハローワークから普通はもらうのか、我々の場合感じたわけなんですけれども、この短期の場合では共済の方からもらうわけですね。これちょっともう少しわかりやすく聞きたいと思います。

それから、さっきの答弁漏れですが、退職金を請求することができるのかどうか。先ほど退職金が、例えば基本手当の額に達する退職金の手当を受けないときは、これはもらわない。だけれども、請求すればもらえるのかどうかということですよ。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 1点目の考え方でございますが、名前が今、お話ししましたように基本手当、いわゆる基本手当というような形の条文になっておりまして、従来は失業手当というような文言が、基本手当に変わったということでご理解願いたいと思います。

それから、職員の場合ですが、基本手当、いわゆる失業手当ですか、これはもらえません。職員は退職手当のみで、ハローワークに行っても共済からもそういった失業手当的な基本手当はもらえません。これはどこかに一たん勤めて、それから失業した場合についてはもらえますけれども、当然雇用保険をかけるので、柴田町の場合は雇用保険かけておりませんので、共済組合掛金は掛けておりますから、共済組合からもらえますが、共済組合の方からも失業手当みたいな、今、言った基本手当は、これはもらえませんということでご理解願いたいと思います。

それから、退職金の請求ができるのかということでございます。こちらにきちとした資料はございませんが、法律上解雇した場合、それについては退職手当を出しなさいよというような形になってございますので、法律に基づけば請求できるのかなというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） ほかに。（「ちょっと待ってください」の声あり）もう3回、（「さっきのは答弁漏れで言ってもらったんだから、残っていますよ、もう1問、退職手当のことについて」の声あり）はい。

10番（我妻弘国君） じゃあ、もう1点、さっきのは企業職員の基本手当と理解していいと思うんですが、我々の方の企業と言われている、例えば水道とか何とかとありますね。その中には、退職についてのこの文言のことについて明記されているのかどうか。例えば退職金のことを短期の人であっても、そういうことを、今からもしかしてそういう場合が出てくるん

じゃないか。そういうことになったとき、これどういうふうを考えていくのか、これ最終ですね。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 原則的に雇用保険を企業職員のために、それから企業会計等で雇用保険を掛けてごさいませんので、その文言についてはないというふうに思いますが、雇用保険を掛けるような形に、将来的に水道事業所を独立させて、民間とか何かというような話になった場合については、当然議員おっしゃるような形をとらなければならないだろうと。現時点では雇用保険を掛けておりませんので、共済組合の方に保険を掛けておりますので、そちらの対応というような形でございます。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号、柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号、柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第13号 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第14号 町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（伊藤一男君） 日程第7、議案第13号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第14号町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の2カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第13号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第14号町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、特別職の非常勤職員である学校医の報酬額の改正でございます。学校医の報酬につきましては、地方交付税算定費用の動向を参考にし、校医報酬の算定基礎となる基本額及び児童割を定め、単位費用の推移を考慮しながら改定してきました。

しかしながら、平成9年度より、町全体の財政の伸びが見られないなどの理由により、据え置きのまま校医の方々にはご協力をいただけてきました。仙南地区の校医報酬は、仙北地区の報酬と比較して半分以下の水準であることなどから、今回、報酬額の見直しを図るものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） それでは、補足説明をいたします。

ただいま町長が提案理由を申し上げましたが、学校医の報酬については、地方交付税の算定費用を基準に、基本額及び児童割を定め設定しております。その額につきましては、県や仙北地区の市町村に比べ格段の差があることや、平成 8 年 4 月より学校保健法施行規則の改正で、学校歯科医の歯科健診の検査項目の増加、精密化がなされ、これまでの単なる虫歯健診から口腔の健康対策へと大きく変わりました。

特に、事後措置としての保健活動の充実が求められ、従前にも増して学校医、学校歯科医の責任が求められることから、今回改正をいたすものです。

また、眼科、耳鼻咽喉科医の専門医の絶対数の不足により、他市町村においては特別手当で別途加算している町村も見られることから、格差をつけておりました基本給と生徒割額を一律同額とするものでございます。

59ページをお開きください。

議案第13号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正後、表で説明させていただきます。

上段をごらんください。

別表第 4、第 1 条関係でございますが、特別職の非常勤職員の報酬額を定めた条項でございます。

1 . 報酬、次の区分により算定した金額の合算額とする。

イの基本給でございますが、年額、内科、歯科、眼科、耳鼻咽喉科一律10万円とするものでございます。

ロ、これは校医には幼稚園も含まれることから、園児を加え文言を整理いたしました。園児・児童・生徒割額年額 1 人につきまして、内科、歯科、眼科、耳鼻咽喉科210円とするものでございます。

ハの薬剤師につきましても、年額10万円といたします。

次ページをお開きください。

附則といたしまして、この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして、61ページ、議案第14号町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

これは財政再建プランによります期限を定めた報酬の特例に関する条項でございますが、校

医報酬額につきましては、議案第13号と同額でございますので、説明を省略させていただきます。

62ページをお開きください。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するということです。

よろしくご審議方お願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 大分上がったわけですがけれども、4市7町の比較なんかはどういうふうになっていますか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 仙南では柴田町が断トツに高いのですが、仙北と比べますと、かなり半分、あと県は基準額年額21万8,000円なんですけど、その柴田町は約半分から3分の1ということになっております。

議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 仙南では断トツに高いということは、どのくらい差があるんですかね。それで、仙北、県の半分ぐらい、半分以下ですよ。仙北はどのくらいになるんですか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） 仙北ですと、この基準額21万8,000円に手当としまして、そのほかにいろいろな加算、例えば先ほど言いました耳鼻咽喉科ですと、3万円とか、各町村によっても違いますが、加算しております。仙南につきましては、角田市が基準額が5万円、あと生徒割は同じでございます。あと蔵王町も4万4,000円、七ヶ宿町4万9,000円、大河原2万3,000円となっております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
これより議案第14号、町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第15号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（伊藤一男君） 日程第9、議案第15号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第15号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成18年6月21日公布の「健康保険法等の一部を改正する法律」、また、平成19年10月31日公布の「国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令」及び「地方税法施行規則の一部を改正する省令」に基づき、後期高齢者医療制度が確立され、それに伴い、75歳以上の国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行、加入となります。

また、国民健康保険に加入している65歳以上から75歳未満の前期高齢者の方々については、国民健康保険税が年金から天引き、いわゆる特別徴収されることになりました。それらに伴いまして、今回、柴田町国民健康保険税条例の一部改正を行うものですが、改正の主な点は、国民健康保険税を年金から特別徴収できることが創設され、普通徴収と特別徴収の二つの徴収方法が確立されたこと、それぞれの納期、特別徴収関係を条文化したこと、特別徴収する特別徴収義務者の指定等を明記したこと、対象となる被保険者からの徴収のあり方等を明記したことなどでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。税務課長。

税務課長（小林 功君） それでは、補足説明を申し上げます。

ただいまの提案理由でも申し上げましたが、関係法令等が改正されたことに伴いまして、前期高齢者となる国保加入の65歳以上から75歳未満の方々の、老齢等年金からの特別徴収ができること、それから、4月1日基準日に、既に65歳以上の特別徴収対象となる被保険者、また、4月1日以後に新たに65歳になる年度途中加入者からも、それぞれに応じた特別徴収を開始する月、仮徴収等について定めたものでございます。

それから、特別徴収義務者である年金保険者の指定条文が追加される改正となっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、特別徴収の対象となる方は、世帯内での国保加入者がすべて65歳以上75歳未満であること、世帯主の年金額が年額18万円以上であること、介護料と国保税の合算額が年金額の2分の1を超えないこと等々でございます。

それで、柴田町におきましては、平成20年度につきましては、4月から9月までは納付書による普通徴収で、10月からの年金給付から特別徴収となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案書の63ページをお開き願います。

議案第15号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、63ページの第3条は、徴収の特例について定めております第11条第1項が、条文が追加され、第19条第1項に繰り下がる改正となっております。

次の、新たな第9条は、徴収の方法について定めた条文ですが、第12条、第16条及び第17条の規定関係は、特別徴収の方法で行い、それ以外は普通徴収の方法で徴収するということを定めております。

次の、64ページの第10条は、普通徴収に係る国保税の納期を規定しまして、改正前の第9条が第10条に繰り下がる改正となっております。

次の、第11条は、国保税の減額を定めております第13条が第21条に繰り下がる改正となっております。

次の、新たな第12条は、年金から国民健康保険税を特別徴収することを定めた条文ですが、第1項では、当該年度の初日である4月1日現在において、老齢等年金給付の支払いを受けている年齢65歳以上の国民健康保険税の納税義務者、世帯主の方ですが、その世帯主の国民健康

保険税を特別徴収の方法で徴収するという内容でございます。

同じく第12条第2項につきましては、当該年度の4月1日以降の該当者で、4月2日から8月1日までの間に年度途中加入者となる方につきましては、国保税を特別徴収の方法で徴収することができるという内容でございます。

これにつきましては、4月1日以後の4月2日から8月1日までの間に65歳になった方々につきましては、年度途中の加入者も随時国民健康保険税を特別徴収の該当者として抽出し、随時特別徴収することとなります。

ただし、8月2日以後の方々につきましては、年金の支払いとか原簿作成の関係で、その年度につきましては、普通徴収というふうになります。

次の、65ページの第13条は、国保税の特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払いをする者を年金保険者として定め指定するものであります。ここで言う年金保険者等につきましては、社会保険庁、国家公務員連合会、地方公務員連合会等が該当となっております。

次の、第14条は、その年金保険者は、国保税を徴収した年金の定期支払い月の翌月の10日までに直接市町村に納入することを義務づけております。

次の、第15条は、国民健康保険被保険者の資格喪失等があった場合、地方税法の規定によりまして、町長が年金保険者に、年金保険者が町長に、それぞれ必要な事項を通知し合うことを定めているものでございます。

次の、第16条は、既に特別徴収対象被保険者に係る仮徴収について定めた条文ですが、第1項の内容は、ここは年次を入れてちょっと説明させていただきたいと思いますが、例えばの年次であります。平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に、既に特別徴収されていた特別徴収対象被保険者の国保税については、平成21年の4月1日から9月30日までに特別徴収する対象年金が支払われる場合においては、地方税法施行規則の規定、これにつきましては、前年度の最後に支払われた保険税額、それを仮算定ということで徴収するというふうな、額を決めて徴収するということだったものでございます。

次の、66ページの第16条第2項につきましては、その年の6月1日から9月30日までの間に特別な事情があった場合、所得の状況、その他の事情を勘案して、町長が定める額を特別徴収することができるという内容でございます。特別な事情というのは、所得の大幅な減とか、天災等、それらによる所得の減ということの事由等でございます。

次の、第17条は、年度途中から新たに特別徴収対象被保険者として加入された方に係る仮徴収に定めた条文ですが、次の第1号から第3号で定める期間に対象年金給付が支払われる場合

には、法の規定により支払回数割保険税額の見込額を仮徴収するという規定を定めておりまして、この条文につきましては、附則にもありますが、平成20年度以後の国保税の徴収から適用されることとなります。

第17条の第1号につきましては、第12条第2項で規定しました4月2日から8月1日までの加入者で、いろいろな事情があって徴収できなかった方と、前の年の8月2日から10月1日までの間に65歳となり被保険者となった方につきましては、当該年度の4月1日から9月30日の間に仮徴収することができるという内容でございます。

これは加入月によりまして、いろいろ基準日4月1日、6月1日、8月1日、いわゆる年金の基準日等がありまして、それらの作業等によりましてずれていくということでの徴収期日の違いでございます。

それから、第17条の第2号は、同じ前の年の10月2日から12月1日までの間に65歳となり被保険者となった方は、当該年度の6月1日から9月30日の間に仮徴収することができるという内容でございます。

同じく第17条の第3号は、前の年の12月2日から当該年の2月1日までの間に65歳となり被保険者となった方につきましては、当該年度の8月1日から9月30日の間に仮徴収することができるということでございます。

この仮徴収という言葉なんですが、国保の場合は4月から9月までにつきましては、暫定賦課というふうなことで仮算定をしまして、暫定賦課をします。4月から9月までにつきましては、そういう意味で仮徴収という言葉をして徴収していると。10月から翌年の3月につきましては、本算定になりますので、本徴収というふうな言葉の違いがありますので、この仮徴収という言葉は、そういうことで4月から9月までということが仮徴収という言葉でございますので、よろしくお願いいたします。

次の、67ページの第18条第1項は、普通徴収税額への繰り入れについて定める条文ですが、対象年金の給付が受けなくなり、国民健康保険税を特別徴収できなかった場合、それ以後に到来する国民健康保険税は、普通徴収の方法で徴収することを定めております。

同じく第18条第2項につきましては、既に納入された対象被保険者の納税額が、徴収すべき特別徴収対象の保険税額を超えて徴収額があった場合、その対象被保険者にもし未納徴収金等がある場合には、その超えた金額を未納徴収金に充当することができるというふうな地方税法の定めがありまして、未納額があればそちらの方に充当することができますよということが定められております。

次の第19条につきましては、「普通徴収の方法に」という文言が条文中に入りましたので、それにかかわる改正となっております。

次の68ページの第20条は、国保税の納税通知を定めている第15条が第23条に繰り下がったことによる改正となっております。

次の第21条から第24条までの条文番号の改正につきましては、条文の繰り下げによる改正となっております。

また、改正前の第14条の2の徴収の方法につきましては、今回、第9条に規定されることによりまして、削除されております。

次の69ページから74ページまでの条文中の条項等の改正につきましては、それぞれの条項等が繰り下がったこと等による改正となっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、74ページをお開き願います。

附則としまして、附則の第1項の施行期日は、この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則の第4項及び第5項の経過措置の規定は、公布の日から施行するとしております。

附則の第2項の適用区分につきましては、次項に定めるものを除き、改正後の条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国保税に適用し、平成19年度分の国保税は、なお従前の例によるというふうにしております。

附則の第3項、新条例の第17条の規定は、平成21年度以後の国保税に適用するというところで、先ほどもちょっとお話ししましたが、平成20年4月2日から8月1日の間に65歳以上になった場合、特別徴収を行うわけですが、第17条第1号から第3号までの年度途中加入者につきましては、平成21年度から特別徴収ということがずれていきますので、8月2日以降の場合は平成21年度から適用になりますよというようなことで言っているわけでございます。

あと、附則の第4項につきましては、特別徴収が始まることにかかわる経過措置を定めているわけですが、平成19年10月1日現在で、老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の国民健康保険被保険者の世帯につきましては、平成20年4月1日から同年9月1日までの間において年金給付されている場合、支払回数割保険税額の見込額を特別徴収の方法によって徴収することができるという内容になっているわけですが、この支払回数割保険税額の見込額というのは、この制度が始まるのに、保険税の場合は、前年の課税額を基準とします。今回は、平成19年の保険税額を年金6回分で割ったそれらを支払回数割保険税額の見込額というふうにするわけでございます。この辺はちょっとわかりにくいところがありますが、国保税のそういう賦

課の仕組みとなっております。

附則の第5号は、その場合の4月1日から9月1日までの特別徴収する見込額は、平成19年度の国保税相当額として算定した額を、平成20年度の年金給付の支払い回数で除した額ということで、今、ちょっとお話ししましたが、そういう内容でございます。

以上、補足説明を申し上げましたので、よろしくお願いたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 67ページの第18条、「国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合」、これはどんな場合を想定しているんですか。

議長（伊藤一男君） 税務課長。

税務課長（小林 功君） 第18条の事情があってということなのですが、これは特別徴収が死亡とされたときとか、あといわゆる2分の1判定で、そのときは特別徴収できたんですが、その後年金支給額が減ったとか、あと保険税額が減額されたとか、あと世帯主が変更したとか、あと町外に転出したとか、あと先ほどもお話ししましたように、災害等の特別な事情と、そういういろいろなことでの徴収されないことになった場合というふうにしております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 例えばですね、例えばの話ですよ。私がサラ金から金借りた。この場合、どっちが優先して差し引かれるのかなと。これどっちが優先するんですか。

議長（伊藤一男君） 税務課長。

税務課長（小林 功君） サラ金の方は民法上の、法律分けた場合、民法上であり、こちらの方は税法上かなと。じゃあ、債務的なことのあれからすれば、そちらは債権なのかなと。税の方はどうかというふうな感じはしますが、税の方が優先するのかなというふうに思います。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 例えば意識的にやる場合だって、これは考えられるんですよ。だから、そこら辺を、かなじゃなくて、どっちが優先するんですかと私が聞いているんですから、それはやっぱり答弁をお願いします。

議長（伊藤一男君） 税務課長。

税務課長（小林 功君） 特別徴収できない場合、年金が担保に入っている。担保に入っている場合は、特別徴収できないというふうにありますので、例えば国民の中でそういう担保として何か課せられている、それを特別事情というふうにすれば、その辺はできないのかなということですよ。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。12番小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） このたび徴収方法大きく変わるんですが、年金生活者の場合に、年金の方から引かれるということになると思いますが、保険税そのものは大きく変わることはないから余り問題ないと思いますが、ちょっと徴収方法が変わってくるので、その辺、年金生活者あたり戸惑うと思うので、その辺の広報の計画等あればお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤一男君） 税務課長。

税務課長（小林 功君） 先ほどもちょっとお話ししましたが、4月にこのような特別徴収しますよというようなことの周知、それから、今回は4月から9月までにつきましては、特別徴収ということの期間がありますので、10月の年金者の特別徴収するに当たっては、事前に周知していきたいと、いろいろな機会を通して周知していきたいと思っております。

あと、これにつきましては、後期高齢者医療制度とのかかわりもございませう。それらとあわせてご説明していかなければいけないのかなというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号、柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時44分 休憩 〔午前11時44分 14番水戸和雄君 退場〕

---

午後12時59分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

---

日程第10 議案第16号 柴田町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正

## する条例

議長（伊藤一男君） 日程第10、議案第16号柴田町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第16号柴田町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成19年6月27日に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の附則第4条において、スポーツ振興法の一部改正が行われたことに伴い、本条例に引用している条項を改め、あわせて文言の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（笠松洋二君） それでは、議案第16号柴田町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の77ページをお開き願います。

柴田町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を次のように改正する。

議案書中、傍線を引きまして太文字、ゴシック体で表記しておりますところが改正箇所でございます。

スポーツ振興審議会に関する条例の制定の根拠は、スポーツ振興審議会等の委員の定数、任期、その他スポーツ振興審議会等に関し、必要な事項について条例で定めるとするとしておりますスポーツ振興法の規定にございます。ただいまの町長の提案理由のとおり、平成19年6月27日に公布され、平成20年4月1日から施行となります改正スポーツ振興法では、この根拠条項が、第18条第5項から第18条第6項に繰り下がるために、柴田町スポーツ振興審議会に関する条例第1条で引用しております同規定の条番号を改めるものでございます。

第9条では、審議会の庶務の担当部署を明確にするために、教育委員会から教育委員会事務局に改めるものでございます。

最後に施行期日ですが、附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上で議案第16号につきましての補足説明といたします。よろしく申し上げます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

議長（伊藤一男君） これより議案第16号、柴田町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第17号 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第18号 柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第19号 柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議長（伊藤一男君） 日程第11、議案第17号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第18号柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第19号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、以上3カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第17号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例から議案第19号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例までについての提案理由を申し上げます。

3本の条例に共通する改正内容は、今まで助成対象としていた入院時食事療養費について、県内市町村の助成状況等を考慮し、平成20年10月の診療分から助成対象外とするものでございます。

その他の主な改正としましては、議案第17号の柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する

条例の一部を改正する条例については、「老人保健法」の題名が「高齢者の医療の確保に関する法律」となり、また、文言の整理を行うこと等の内容で、宮城県の母子・父子家庭医療費の助成に関する条例準則が改正されたことに合わせて、条例の一部改正を行うものでございます。

また、議案第18号の柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、乳幼児医療費の助成を現在の3歳未満児までを4歳未満児まで対象を拡大しております。

少子化問題は、その名のとおり、日本において生まれる子どもの数が減少し、現在の人口を維持できないばかりか、経済全般、社会保障、特に年金問題、労働市場などに大きな影響を与える深刻な問題であり、国も対策を立てて取り組んでいるところでございますが、町といたしましても、少子化対策の重要施策の一つとして乳幼児医療費の助成年齢を引き上げることによる経済支援を行うものでございます。

議案第19号の柴田町心身障害者医療の助成に関する条例の一部を改正する条例については、「老人保健法」の題名が「高齢者の医療の確保に関する法律」となることに伴う改正を行っております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） それでは、議案第17号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

ただいま提案理由で申し上げましたとおり、今回の条例改正は、入院時の食事療養費について、本来食事は、入院時でなくても生活していく上で当然必要となるものであり、入院と在宅療養との負担の均衡を図ること、また、助成対象としていない都道府県が多数あることなどの理由から、県では、平成14年10月の診療分から母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱の補助対象から除外されておりますが、町では引き続き助成対象として全額助成の継続を行ってまいりました。その助成について、今回廃止することに伴う条例の改正となります。

助成の額につきましては、平成17年度で10万3,740円、平成18年度で12万9,300円、平成19年度については11万3,000円を見込んでおります。なお、乳幼児医療費の助成及び心身障害者医療費の助成についても同様の廃止が行われるものでございます。

議案書の79ページをお開きください。

それでは、第1条から順次説明いたします。

まず、第1条から第3条までにつきましては、宮城県の母子・父子家庭医療費の助成に関する条例準則が改正されたことに合わせまして文言の整理を行うものでございます。

次に81ページをお開きください。

第4条、助成につきましては、老人保健法が、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に改正されること、また、母子・父子家庭医療費の助成対象としている入院時食事療養費助成を廃止することに伴う所要の改正、及び条例準則に従い、文言の整理と規定の追加を行うものでございます。

82ページをお開きください。

第5条、第6条につきましても、条例準則に従い、文言の整理を行うものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は、平成20年10月1日から施行するものでございます。ただし、第4条第1項の改正規定中、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める部分は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、改正後の柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日、10月1日になります。以降の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 次に、町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） それでは、続きましては、議案第18号柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、乳幼児医療費の助成で、外来診療分、現在の3歳未満児までを4歳未満児まで対象を拡大し、乳幼児の入院時の食事療養費を助成の対象から除く改正でございます。

それでは、条文の説明を行います。議案書83ページになります。

柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

まず第2条、定義の規定ですが、第1項、これは省略してございますが、ここには乳幼児の定義が書いてございます。乳幼児とは6歳に達する年度の末日までの間にあるものと規定してございます。

第2項の、この条例において「3歳未満児」の定義を「4歳未満児」へ改めるものでございます。

第4条、助成の第1項の改正でございます。

乳幼児に係る医療費のうち、省略しますが、一部負担金について、次のページになります。「当該対象者の保護者に助成するものとする。ただし、入院時食事療養費を除く。また、助成対象者のうち4歳未満児を除くものについては入院に係るものに限る」に改めるものでございます。

これについては、現在、外来診療の助成は、3歳未満児までとなっています。これを4歳未満児へ改めるものでございます。また、前の議案でも説明がありましたように、入院時の食事療養費を医療費助成から除かせていただく改正でございます。

附則、第1項、施行期日です。この条例は、平成20年10月1日から施行する。

第2項、経過措置、改正後の条例は、施行の日以後の診療に係る医療費から適用し、施行前の診療に係る医療費は従前の例によることを明記してございます。

以上でございます。

議長（伊藤一男君） 次に、健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 続きまして、議案第19号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書85ページをお願いいたします。

前2号と同趣旨でございますが、柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

助成でございます。

第4条になりますが、第4条の条文中、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されることに伴い、題名を変更するものであります。また、ただし書きとして、心身障害者医療費の助成対象としていた入院時食事療養費について、平成14年に宮城県が補助の廃止を行ったことを受け、また県内のほとんどの市町村が取りやめている助成状況や、通院者と入院者の負担均衡等を考慮して助成対象外とするものであります。

附則としまして、施行期日ですが、この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める部分は、平成20年4月1日から施行する。

経過措置としまして、改正後の柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、80ページの第3条の4行目、「父母のない児童が町内に住所を有する母子・父子家庭の母又は父及び児童とする。」とあるんですが、こここのところの説明をお願いします。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 第3条の1項ですが、子が定義されていないため、定義するものです。（「中身の説明」の声あり）

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） この条例の説明です。私これ読んでもこの部分が意味わからなかったんです。何を言っているのかなと思ったので、その説明をお願いします。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 済みません。旧条例の方でしょうか。（「改正後で」の声あり）済みません。養育者ということで、祖父・祖母も入るということです。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 父母のない児童だから父母がいないとして、祖父母だろうなとは思ったんですが、ただ、そうすると、祖父母のいる家庭も母子・父子家庭と見ているわけだから、その母又は父というのはおかしいんじゃないかと思ったんですが、それがよくわからないんですよ。どこに対してそうすると、助成するんでしょうね。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 扶養義務者については、母子家庭の母、父子家庭の父、それから養育者ということになりますので、祖父母も含まれるということになるかと思うんですけども。（「さっきのは答弁漏れだったと思うので」の声あり）

議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

午後1時19分 休憩

---

午後1時23分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

もう一度答弁をさせますから。子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 父母のいない児童が町内に住所を有する母子・父子家庭の母又は父についてですが、これは祖父・祖母ということに読みかえることとなります。以上です。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） ただいまの文言の解釈の仕方、それから前回、総務課長が話したこういう条例のつくり方というんですかね、我々上位法があってその町におりてきたときの書き方、これは変えてはだめですよという条例もあると思うんです。それから変えてもいい条例というのがあると思うんです。例えば先ほどの柴田町の防犯とか、安全・安心とか、あれは国とか県をまねなくてもいい、これは上位法があってこのとおりにならなければならないだろうと、こういう考え方かなと思うんです。

ですから、柴田町で今度こういう条例を出すときに、こういう文言でいいのかと、毎度の回、毎度の回こういうことでは私おかしいと思う。今後もやっぱり、例えばこういう文言だと、何だこれ江戸時代につくられた文言かなと、こういうふうに私も思うんです。ですから、やっぱり現代風に直せるものは直して出していただけると、こういうふうに私は思います。それはまず一つ。

それからもう一つ、83ページの乳幼児医療費の助成に関する条例の一部、これ何か一般質問で有賀さんがやったのかな。なかなか興味深い一般質問で、私も注意深く聞いていたんですけども、きょう4歳児未満ですね。1歳余計になった。町長偉いなと思ったんですけども、これの将来のちょっと見込み、もう一度これ確認しておきたい。そういうことで、質問に当たるかどうかわからないけれども、お願いしたいなと。

それで、入学までの町の計画ですね、入学するまでの子どもたち、乳幼児のこれをどういうふうにしていくか。それから、小学校は6年生までであるから、小学校3年とか、それから小学校4年から6年の間、それから中学校と、そこら辺まで町長はいろいろ考えているんだろうと思うので、そこら辺もひとつ聞いておきたいなと、こういうふうに思います。いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 初めに、総務課長。

総務課長（村上正広君） まず、町での単独条例等々につきましては、今、議員おっしゃったような形で文言を整理しながら、準則等に合わせた形を避けられないところもありますけれども、できるだけそういう方向で進めていきたいというふうに思います。

それから前に、白内議員からありましたけれども、はっきりと「そうである」とか、「です」、「ます」ですね、そういうふうにはできるものと、あとはなかなかできないものもありますけれども、それらも文書担当、条例担当の課としては、今後検討していきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

議長（伊藤一男君） 2問目、町長。

町長（滝口 茂君） 有賀議員から一般質問でお答えをしております。平成20年度は4歳、平成21年度は5歳、平成22年度は入学前まで、6歳と、1年ずつ上げていくという答弁をさせていただきました。それから、小学校6年生までというのは、やはり乳幼児医療というのは、国全体で子育て支援の中で政策を私は充実させていくべきではないかなというふうに思っております。というのは、少子化で子どもが少ないところは、今では18歳まで、七ヶ宿町は18歳だったと思うんですが、少ないところはどんどん、どんどん上げられるわけです。私のようなところは300人もいますとなかなか上げられないと。やっぱりこういう全国共通なものについては国が手厚く支援して、同一基準でやるべきではないかなという考えは持っています。柴田町としては、入学前まで努力をさせていただきたいというふうに思います。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。4番森 淑子さん。

4番（森 淑子君） 先ほどの80ページの第3条第1項の中身についてなんですけれども、この場合、母子家庭、父子家庭の看護をしている人とその子どもと両方対象と考えていいんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） はい、両方対象になります。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

4番（森 淑子君） それでは、祖父母が見ている場合とか、叔父叔母が見ている場合もあるんですけれども、その場合も対象になりますか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 養育者ということで、叔父叔母も対象になります。

議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

4番（森 淑子君） 母子家庭、父子家庭といった場合は、片方どちらかということですが、祖父母とか叔父叔母の場合は、両方いても対象になるということですね。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（小池洋一君） 済みません。直系血族及び兄弟姉妹が対象となります。それで、叔父叔母や兄弟姉妹の配偶者等は含まれないということになります。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号、柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号、柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号、柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第20号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（伊藤一男君） 日程第14、議案第20号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第20号柴田町国民健康保険条例の一部を

改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律が、4月1日から施行されるものに伴うものでございます。

改正の主な内容は、特定健康診査等が保険者に義務づけられたことにより、特定健診等を保健事業に加えるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） それでは、議案第20号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、高齢者の医療の確保に関する法律が、4月1日から施行されることに伴う条例改正でございます。

改正の内容は、特定健康診査等が保険者に義務づけられたことによりまして、特定健診等を保健事業に加える改正が主でございます。

それでは、条文の説明をいたします。

議案書87ページをお開きください。

第5条、出産育児一時金、これは第2項に、「次条第2項において同じ。」を加えるものです。これは次条の第2項に同様の規定を明記したことによる改正でございます。

第6条、葬祭費に第2項を新たに加えるもので、これは、葬祭費は健康保険法と他の法律による支給がある場合は、国民健康保険からは支給しないと規定を明記したものでございます。

次のページをお願いします。

第7条、保健事業でございます。

平成20年4月から保険者に特定健診、保健指導が義務化されたことにより、保健事業に特定健康診査等を追加するものでございます。

第11条、第12条につきましては、文言の訂正でございます。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号、柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第21号 柴田町介護保険条例等の一部を改正する条例

議長（伊藤一男君） 日程第15、議案第21号柴田町介護保険条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第21号柴田町介護保険条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで延長する政令が、平成19年12月12日に公布されたことに伴うもので、改正の主な内容は、平成19年度までとされていた介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで延長するものでございます。また、あわせて文言の整理を行っております。

詳細につきましては、長寿社会対策監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。長寿社会対策監。

長寿社会対策監（水戸敏見君） それでは、ただいま議題となりました議案第21号柴田町介護保険条例等の一部を改正する条例、補足説明いたします。

議案書の89ページになります。

この改正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、第1号被保険者の介護保険料について、平成18年度、19年度、2カ年にわたって行われてきた税制改正による激変緩和措置、これをもう1年、平成20年度も継続するというふうな内容になっております。あわせて文言の整理を行っております。

では、改正条例について説明申し上げます。

第1条です。

柴田町介護保険条例の一部を次のように改正する。これは保険料に関する申告を改めるものです。介護保険条例の第11条第2項、ここに「申告書の提出のない第1号被保険者の保険料については、第2条第3号の保険料を適用するものとする。」としていますが、この項の削除を行います。

この条項は、介護保険料算定時、所得などの未申告者の扱いをあらわしたもののなんですが、未申告の場合には、第3段階、いわゆる非課税枠の第3段階に設定するというふうな意味で規定しております。ただ、未申告の場合、申告がなされるまでは賦課額未決定、留保という考え方になるわけなんですが、ほとんどの被保険者が年金からの引き落としを行っている状況を考えると、いつまでも留保しておくわけにはいきません。暫定的に非課税枠で賦課するというような取扱いをしています。

これは介護保険法の運営指針を受けて決めたものなんですが、ただ、この取扱いをこのような条文としてあらわしてしまいますと、申告しなくてもいいのかというふうな解釈も成り立ってしまいます。あくまで申告がなされるまでの暫定的な運用ということですので、誤解されかねないこの条項は削除すべきと判断しております。

なお、未申告者についての取扱い、非課税枠に暫定設定という運用については同様といたします。

次に、第2条になります。

これは、平成18年に定めた柴田町介護保険条例の一部を改正する条例について、この改正を行います。この改正条例の附則第2項から第4項まで、92ページまでにわたります。文言整理を行っております。これは町の条文表記との整合をとるために整理を行っているものです。新旧対照表の中で確認をいただきたいと思います。

93ページをごらんください。

附則第5項が、今回保険料の激変緩和を定める条文になります。激変緩和は、平成19年度の緩和額を適用します。平成20年度に限り適用です。

第1号から第3号まで、これが税制改正の影響で第4段階になってしまった、改正前であれば第1段階から第3段階だった方の利用率を定めています。

同様に、第4号から第7号までは、第5段階に算定されてしまった第1段階から第4段階の方の利用率です。緩和される金額はその区分ごとに違うんですけれども年額3,680円、1万200

円までになります。対象は約800人、約1割の方が当たります。保険料収入に対する影響は、平成19年度実績なのですが、420万円程度となっております。

94ページ、施行日を平成20年4月1日としております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号、柴田町介護保険条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

さきの我妻議員の質問で、答弁保留にしておりました件について総務課長から説明をします。総務課長。

総務課長（村上正広君） 議案第12号柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の中で、我妻議員さんのご質問で、基本手当の給付日数どのぐらいになっているんだというようなご質問がありました。保留をさせていただいておりましたが、ここで答弁させていただきたいと思います。

一般離職者につきましては、90日から150日までの期間となります。この90日から150日というのは、勤務年数によっておのおの基準が異なります。それから、倒産、解雇等によりの場合でございますが、これにつきましては、今お話ししましたように、勤務年数と、それから年齢、30歳未満から65歳以上、65歳未満ということで、細かく分かれておりますが、90日から最高で330日までとなります。

それから障害者等の就職困難者ということがございました。これにつきましても、勤務年数1年未満から20年以上まで、細かく規定されておりますが、150日から最高360日ということでございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） 以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

3月17日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1 時 4 4 分 散 会

---